

東京都公報

発行
東京都

目次

40

告 示

- 東京都人権プラザ条例による使用料の徴収委託
……………（総務局人権部人権施策推進課）……………二
- 都税に係る徴収金の収納委託（二件）……………二
- 納税証明書の交付申請に係る手数料の徴収委託……………（主税局徴収部徴収指導課）……………二
- 東京都太田記念館の個室利用料の徴収委託……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……………三
- 旅券法関係手数料条例による手数料の徴収委託……………（生活文化局都民生活部旅券課）……………四
- 東京都計量検定所の手数料の徴収委託……………（生活文化局計量検定所管理指導課）……………四
- 東京ウィメンズプラザの使用料の徴収委託……………（生活文化局都民生活部東京ウィメンズプラザ）……………四
- 東京都障害者スポーツセンター条例による使用料の徴収委託……………（オリンピック）……………四
- 宅地建物取引士証交付申請手数料の徴収委託……………（都市整備局住宅政策推進部不動産業課）……………四
- 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例による移転資金貸付金償還金の収納委託……………（都市整備局市街地整備部管理課）……………五

- 建築士事務所の業務報告書閲覧手数料の徴収委託……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）……………五
- 建設業許可申請手数料等の収納委託……………（都市整備局市街地建築部建設業課）……………五
- 東京都営住宅条例等による使用料等の収納委託……………（都市整備局都営住宅経営部指導管理課）……………六
- 東京都営住宅条例等による手数料の徴収委託……………（同）……………六
- 東京都自動車排出ガス試験等手数料条例による手数料の徴収委託……………（環境局総務部環境政策課）……………六
- 東京都廃棄物条例による手数料の徴収委託……………（環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課）……………六
- 東京都リハビリテーション病院条例による使用料及び手数料の徴収委託……………（福祉保健局医療政策部医療政策課）……………六
- 東京都立心身障害者口腔保健センター条例による使用料及び手数料の徴収委託……………（同）……………七
- 介護支援専門員登録申請手数料等の徴収委託……………（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）……………七
- 主任介護支援専門員研修受講料の徴収委託……………（同）……………七
- 主任介護支援専門員更新研修受講料の徴収委託……………（同）……………七
- 東京都母子及び父子福祉資金貸付金償還金の収納委託……………（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）……………七
- 保育士登録手数料等の収納委託……………（福祉保健局少子社会対策部保育支援課）……………八
- 東京都障害者支援施設等の使用料の徴収委託……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービスマニエール課）……………八
- 東京都福祉型障害児入所施設の使用料の徴収委託……………（同）……………八
- 東京都東村山福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……………（同）……………八
- 東京都八王子福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……………（同）……………八

- 東京都千葉福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……………（同）……………九
- 東京都清瀬希望園の使用料及び手数料の徴収委託……………（同）……………九
- 東京都立北療育医療センターの使用料及び手数料の徴収委託……………（同）……………九
- 東京都立多摩療育園の使用料及び手数料の徴収委託……………（同）……………九
- 東京都立府中療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……………（同）……………一〇
- 東京都立東大和療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……………（同）……………一〇
- 東京都立東部療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……………（同）……………一〇
- 東京都立中部総合精神保健福祉センターの使用料及び手数料の徴収委託……………（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）……………一〇
- 東京都立多摩総合精神保健福祉センターの使用料及び手数料の徴収委託……………（同）……………一〇
- 東京都多摩府中保健所における使用料及び手数料の収納委託……………（福祉保健局多摩府中保健所企画調整課）……………一〇
- 東京都立墨東病院の病児・病後児保育室の利用料の収納委託……………（病院経営本部経営企画部総務課）……………一〇
- 東京都立病院の使用料等の収納委託（六件）……………（病院経営本部サービスマニエール課）……………一〇
- 東京都農業関係試験等手数料条例による手数料等の徴収委託……………（産業労働局農林水産部調整課）……………一〇
- 東京都沿岸漁業改善資金貸付規則による貸付金償還金の徴収委託……………（同）……………一〇
- 東京都立食品技術センター条例による使用料及び手数料の徴収委託……………（同）……………一〇
- 東京都しごとセンター条例による使用料の徴収委託……………（産業労働局雇用就業部就業推進課）……………一〇

○東京都南部労政会館使用料の徴収委託……………七

………(産業労働局労働相談情報センター事業普及課)……………七

○東京都八王子労政会館使用料の徴収委託……………(同)……………八

○東京都国分寺労政会館使用料の徴収委託……………(同)……………八

○公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例による移

転資金貸付金償還金の収納委託……………(建設局用地部管理課)……………八

……………(建設局用地部管理課)……………八

○都立公園の有料公園及び有料施設の使用料の徴収

委託(二件)……………(建設局公園緑地部公園課)……………八

○都立公園の有料施設の使用料の徴収委託(七件)……………(同)……………九

○都立公園及び公園施設に係る写真撮影のための臨

時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収

委託(十二件)……………(同)……………一〇

○東京都霊園条例等による使用料及び手数料の徴収

委託並びに使用料及び管理料の収納委託……………(同)……………三

○東京都港湾管理条例による使用料の徴収委託(二

件)……………(港湾局港湾経営部経営課)……………三

○コンテナ船舶に係る入港料の徴収委託……………(同)……………四

○東京都立海上公園の有料公園の利用料及び占用料

の徴収委託……………(港湾局臨海開発部海上公園課)……………四

○東京都立海上公園の有料施設等の利用料の徴収委

託……………(同)……………四

○東京都立海上公園の有料施設の利用料の徴収委託

……………(同)……………四

○東京都立海上公園の占用料の徴収委託(五件)……………(同)……………四

○東京都八丈島空港の着陸料及び停留料の徴収委託

……………(港湾局離島港湾部管理課)……………六

○警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理

者講習の手数料の徴収委託……………(警視庁)……………六

○道路交通法第百八条の二第二項及び同法第百十二

条第一項に規定する手数料の徴収委託(二件)……………

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

○道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の

徴収委託(三件)……………(同)……………七

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法

律第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理

者に対する講習の手数料の徴収委託……………(同)……………六

○放置違反金の収納委託……………(同)……………六

○危険物取扱者免状の交付等及び消防設備士免状の

交付等に係る手数料の徴収委託……………(東京消防庁)……………六

○自衛消防技術認定証の交付に係る手数料の徴収委

託……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

……………(同)……………六

告 示 (教)

○東京都立多摩社会教育会館の使用料の徴収委託……………(同)……………六

告 示 (水)

○徴収事務の委託……………(同)……………六

○定期検針業務及び中止清算業務の委託……………(同)……………六

○収納事務の委託……………(同)……………六

告 示 (下水)

○下水道技術実習センターに係る貸付料の徴収委託……………(同)……………六

公 告

○支出事務の委託……………(水道局)……………三

告 示

●東京都告示第六百二十九号

東京都人権プラザ条例(平成十三年東京都条例第百三

号)第五条に規定する使用料の徴収の事務については、地

方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八

条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示す

る。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都人権啓発センター

(二) 所在地 台東区橋場一丁目一番六号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日

まで

●東京都告示第六百三十号

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)

に基づく個人の事業税、不動産取得税、自動車税(普通徴

収のものに限る。)、固定資産税等に係る徴収金の収納の

事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十

六号)第百五十八条の二第一項の規定に基づき、次のとお

り委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

委託した 委託内容 委託期間

相手方

株式会社エヌ・テ 都税収納事務のと 平成二十八年四月

イ・ティ・データ りまとめ 一日から平成二十

江東区豊洲三丁目 三番三号 まで 九年三月三十一日

国分グローサース 直営店舗及び加盟 同右

チェーン株式会社 店舗における都税

中央区日本橋一丁 目一番一号 の収納

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|----|----|---------------------------------|---------------------------|----|--------------------------------|---------------------|----|-------------------------------------|----|----|-----------------------------|----|----|---------------------------------------|----|----|---|----|----|---|----|----|
| 株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町一番地 | 同右 | 同右 | 株式会社しんきん情報サービス 港区港南一丁目八番二十七号 | MMK設置店の表示のある加盟店舗における都税の収納 | 同右 | 株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通十七番地 | 直営店舗及び加盟店舗における都税の収納 | 同右 | 株式会社セブンイレブン・ジャパ ン 千代田区二番町八番地八 | 同右 | 同右 | 山崎製パン株式会社 千代田区岩本町三丁目十番一号 | 同右 | 同右 | 株式会社ファミリ ー マート 豊島区東池袋三丁目一番一号 | 同右 | 同右 | 株式会社ポブラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の 一 | 同右 | 同右 | ミニストップ株式 会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番 地の 一 | 同右 | 同右 |
|----------------------------------|----|----|---------------------------------|---------------------------|----|--------------------------------|---------------------|----|-------------------------------------|----|----|-----------------------------|----|----|---------------------------------------|----|----|---|----|----|---|----|----|

株式会社ローソン 同右
品川区大崎二丁目
十一番二号 同右

●東京都告示第六百三十一号

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）に基づく都税に係る徴収金の収納の事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条の二第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 委託した相手方

- (一) 名称 株式会社バックスグループ
- (二) 所在地 渋谷区恵比寿一丁目十九番十九号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日
まで

三 委託の内容

取納の事務を
行う事務所 取り扱う事務

- 東京都八王子都税事務所 都税に係る徴収金の収納事務
- 東京都青梅都税支所 都税に係る徴収金の収納事務
- 東京都町田都税支所 都税に係る徴収金の収納事務
- 東京都立川都税事務所 都税に係る徴収金の収納事務
- 東京都府中都税支所 都税に係る徴収金の収納事務
- 東京都小平都税支所 都税に係る徴収金の収納事務
- 東京都都税総合事務所センター 都税に係る徴収金のうち自動車税及び自動車の取得税に係るものの収納事務
- 品川自動車税事務所
- 練馬自動車税事務所
- 足立自動車税事務所

多摩自動車税事務所
八王子自動車税事務所

●東京都告示第六百三十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十に規定する証明書の交付の申請の際に申請者から徴収する手数料については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 委託した相手方

- (一) 名称 株式会社バックスグループ
- (二) 所在地 渋谷区恵比寿一丁目十九番十九号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日
まで

三 委託の内容

徴収の事務を
行う事務所 取り扱う事務

- 東京都都税総合事務所センター 都税に係る徴収金のうち自動車税及び自動車の取得税に関する納税証明書の交付の申請に係る手数料の徴収事務
- 東京都都税事務所
- 品川自動車税事務所
- 練馬自動車税事務所
- 足立自動車税事務所
- 多摩自動車税事務所
- 八王子自動車税事務所

●東京都告示第六百三十三号

東京都太田記念館管理規則（平成二年東京都規則第二十五号）第六条に規定する個室利用料の徴収の事務について

は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八條第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 委託した相手方
- (一) 名称 株式会社アイデント
- (二) 所在地 狛江市猪方四丁目一番一号
- 二 委託期間
- 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百三十四号

旅券法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十二号）第二条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八條第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 委託した相手方
- (一) 名称 公益財団法人東京観光財団
- (二) 所在地 新宿区山吹町三百四十六番地六 日新ビル 六階
- 二 委託期間
- 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百三十五号

計量法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十四号）第二条及び東京都計量受託検査条例（昭和五十三年東京都条例第九十六号）第六条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八條第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 委託した相手方
- (一) 名称 一般社団法人東京都計量協会
- (二) 所在地 江東区新砂三丁目三番四十一号
- 二 委託期間
- 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百三十六号

東京ウイメンズブラザ条例（平成七年東京都条例第二十二号）第五条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八條第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 委託した相手方
- (一) 名称 オーディーエー株式会社
- (二) 所在地 神奈川県横浜市中区長者町二丁目五番地十八

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百三十七号

東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京都条例第二十四号）第九条第一項ただし書に規定する宿泊室の使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八條第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 委託した相手方
- (一) 名称 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会
- (二) 所在地 新宿区神楽河岸一番一号
- 二 委託期間
- 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百三十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二十二條の二第二項又は第二十二條の三第二項に規定する法定講習受講修了者及び宅地建物取引業法施行規則（昭和三十三年建設省令第十二号）第十四條の十五に規定するその他の事由を理由とする再交付申請者から徴収する宅地建物取引士証交付申請手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八條第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 委託した相手方

受託者名 所在地

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 千代田区富士見二丁目二番四号

公益社団法人全日本不動産協会 千代田区紀尾井町三番三十号

一般社団法人不動産協会 千代田区霞が関三丁目二番五号

一般社団法人全国住宅産業協会 千代田区麴町五丁目三番地

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百三十九号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例(昭和四十八年東京都条例第四十五号)に規定する移転資金貸付金償還金の収納事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

(二) 所在地 中野区本町二丁目四十六番一号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百四十号

建築士事務所等の設計等の業務に関する報告書の閲覧手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 一般社団法人東京都建築士事務所協会
(二) 所在地 新宿区新宿五丁目十七番十七号 渡菱ビル 三階

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託に係る手数料

手数料の名称 根拠規定
建築士事務所等の設計等 東京都事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)第一の業務に関する報告書 二条第十二号
の閲覧手数料

●東京都告示第六百四十一号

建設業許可申請手数料等の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 株式会社バックスグループ
(二) 所在地 渋谷区恵比寿一丁目十九番十九号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託に係る手数料

手数料の名称 根拠規定

建設業及び解体工事業 東京都事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)第二十一条及び同条第四号

建設業許可申請手数料 東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十七号)別表一の部第四の款一の項

建設業許可更新申請手数料 東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第四の款二の項

経営規模等評価手数料 東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第四の款六の項

総合評定値通知手数料 東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第四の款七の項

経営状況分析手数料 東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第四の款八の項

浄化槽工事業登録申請手数料 東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第五の款一の項

浄化槽工事業更新登録申請手数料 東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第五の款二の項

浄化槽工事業者登録簿 東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第五の款三の項

浄化槽工事業者登録簿 東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第五の款四の項

浄化槽工事業登録簿 東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第五の款四の項

解体工事業者登録申請 東京都都市整備局関係手数料条
 手数料 例別表一の部第十の款一の項
 解体工事業者登録更新 東京都都市整備局関係手数料条
 申請手数料 例別表一の部第十の款二の項
 建設業許可の申請、変 東京都事務手数料条例第二条第
 更の届出等に係る書類 十二号
 又はこれらの写しの閲 覧手数料

●東京都告示第六百四十二号

東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号)、
 東京都福祉住宅条例 (昭和三十五年東京都条例第三十八
 号)、東京都引揚者住宅条例 (昭和二十六年東京都条例第
 六十一号)、東京都地域特別賃貸住宅条例 (昭和六十三年
 東京都条例第三百三号) 及び東京都特定公共賃貸住宅条例
 (平成五年東京都条例第六十五号) に規定する使用料等の
 収納の事務については、地方自治法施行令 (昭和二十二
 年政令第十六号) 第五百五十八条第一項の規定に基づき、次
 のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 東京都住宅供給公社

(二) 所在地 渋谷区神宮前五丁目五十三番六十七号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日
 まで

●東京都告示第六百四十三号

東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号)、
 東京都福祉住宅条例 (昭和三十五年東京都条例第三十八
 号)、東京都引揚者住宅条例 (昭和二十六年東京都条例第
 六十一号)、東京都地域特別賃貸住宅条例 (昭和六十三年
 東京都条例第三百三号) 及び東京都特定公共賃貸住宅条例
 (平成五年東京都条例第六十五号) に規定する使用許可、
 使用料等、収入超過者及び高額所得者の証明に係る東京都
 事務手数料条例 (昭和二十四年東京都条例第三十号) に規
 定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令
 (昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第一項の規
 定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 東京都住宅供給公社

(二) 所在地 渋谷区神宮前五丁目五十三番六十七号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日
 まで

●東京都告示第六百四十四号

東京都自動車排出ガス試験等手数料条例 (平成十一年東
 京都条例第四十三号) 第二条に規定する手数料の徴収の事
 務については、地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十
 六号) 第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委
 託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 委託した相手方
 (一) 名称 公益財団法人東京都環境公社
 (二) 所在地 墨田区江東橋四丁目二十六番五号
 二 委託期間
 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日
 まで

●東京都告示第六百四十五号

東京都廃棄物条例 (平成四年東京都条例第四百十号) 第
 二十一条第一項に規定する手数料の徴収の事務については、
 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第五百五
 十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示
 する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都環境公社

(二) 所在地 墨田区江東橋四丁目二十六番五号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日
 まで

●東京都告示第六百四十六号

東京都リハビリテーション病院条例 (平成二年東京都条
 例第五十三号) 第五条に規定する使用料及び手数料の徴収
 の事務については、地方自治法施行令 (昭和二十二年政令
 第十六号) 第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとお
 り委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 公益社団法人東京都医師会

(二) 所在地 千代田区一ツ橋二丁目二番二号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百四十七号

東京都立心身障害者口腔保健センター条例(昭和五十九年東京都条例第四十六号)第四条に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 公益社団法人東京都歯科医師会

(二) 所在地 千代田区九段北四丁目一番二十号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百四十八号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項に規定する介護支援専門員登録申請手数料、介護支援専門員証交付手数料、介護支援

専門員証有効期間更新手数料、介護支援専門員証書換交付手数料及び介護支援専門員証再交付手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都福祉保健財団

(二) 所在地 新宿区西新宿二丁目七番一号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百四十九号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項目に規定する主任介護支援専門員研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会

(二) 所在地 千代田区飯田橋二丁目九番三号 かがびル十階

二 委託期間

平成二十八年四月一日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百五十号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項々に規定する主任介護支援専門員更新研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会

(二) 所在地 千代田区飯田橋二丁目九番三号 かがびル十階

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百五十一号

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例(昭和三十九年東京都条例第六十六号)に規定する東京都母子及び父子福祉資金貸付金償還金の収納事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

- (一) 名称 中央債権回収株式会社
- (二) 所在地 中央区勝どき一丁目七番三号 勝どきサンスクエア三階

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百五十二号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十七の項に規定する保育士登録手数料、保育士登録証書換交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 委託した相手方

- (一) 名称 社会福祉法人日本保育協会
- (二) 所在地 千代田区麹町一丁目六番地二 アーバンネ ット麹町ビル六階

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百五十三号

東京都障害者支援施設等に関する条例(平成二十二年東京都条例第五十二号)別表に規定する東京都障害者支援施設等において徴収する同条例第六条第一号イ及び同条例第二項に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

設等において徴収する同条例第六条第一号イ及び同

- 条第二項に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

委託した相手方 委託内容 委託期間

公益財団法人東京 使用料徴収事務の 平成二十八年四月 都福祉保健財団 取りまとめ 日から平成二十 新宿区西新宿二丁 目七番一号 九年三月三十一日 まで

みずほファクター 口座振替による使 同右 株式会社 用料の徴収

千代田区丸の内一 丁目六番二号 新 丸の内センタービ ルディング七階

●東京都告示第六百五十四号

東京都児童福祉施設条例(昭和三十九年東京都条例第三十九号)別表に規定する東京都福祉型障害児入所施設において徴収する同条例第四条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

委託した相手方 委託内容 委託期間

公益財団法人東京 使用料徴収事務の 平成二十八年四月 都福祉保健財団 取りまとめ 日から平成二十 新宿区西新宿二丁 目七番一号 九年三月三十一日 まで

みずほファクター 口座振替による使 同右 株式会社 用料の徴収

千代田区丸の内一 丁目六番二号 新 丸の内センタービ ルディング七階

●東京都告示第六百五十五号

東京都児童福祉施設条例(昭和三十九年東京都条例第三十九号)別表に規定する東京都東村山福祉園において診療を受ける者から徴収する東京都児童福祉施設条例第四条第三項から第五項までに規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 委託した相手方

- (一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団
- (二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百五十六号

東京都障害者支援施設等に関する条例(平成二十二年東

京都条例第五十二号) 別表に規定する東京都八王子福祉園において診療を受ける者から徴収する同条例第六条第一項第一号口、同項第二号並びに同条第三項及び第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

- (一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団
- (二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一―号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百五十七号

東京都児童福祉施設条例(昭和三十九年東京都条例第三十九号) 別表及び東京都障害者支援施設等に関する条例(平成二十二年東京都条例第五十二号) 別表に規定する東京都千葉福祉園において診療を受ける者から徴収する東京都児童福祉施設条例第四条第三項から第五項まで並びに東京都障害者支援施設等に関する条例第六条第一項第一号口、同項第二号並びに同条第三項及び第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

- (一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団
- (二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一―号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百五十八号

東京都障害者支援施設等に関する条例(平成二十二年東京都条例第五十二号) 別表に規定する東京都清瀬喜望園において診療を受ける者から徴収する同条例第六条第一項第一号口、同項第二号並びに同条第三項及び第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

- (一) 名称 社会福祉法人東京アフターケア協会
- (二) 所在地 清瀬市松山二丁目十八番二号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百五十九号

東京都立療育医療センター条例(昭和六十年東京都条例第三十号) 第一条第二項に規定する東京都立北療育医療センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収

の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 北療育医療センターに係る事務

委託した相手方 委託期間 委託時間

株式会社ニチイ学館 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで(国民の祝日及び法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)

株式会社ニチイ学館 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで(国民の祝日及び法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)

二 城南分園に係る事務

委託した相手方 委託期間 委託時間

株式会社セノン 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで(国民の祝日及び法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)

株式会社セノン 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで(国民の祝日及び法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)

三 城北分園に係る事務

委託した
相手方

委託期間

委託時間

株式会社セノン
新宿区西新宿二丁目
目一番一号

平成二十八年四月
一日から平成二十
九年三月三十一日
まで

(土曜日にあつては、午後零時十五分)まで

月曜日から土曜日
まで(国民の祝日
に関する法律に規
定する休日、十二
月二十九日から同
月三十一日まで、
一月二日及び同月
三日を除く。)
午前八時四十五分
から午後五時四十
五分(土曜日にあ
つては、午前八時
三十分から午後零
時三十分)まで

●東京都告示第六百六十号

東京都立多摩療育園条例(昭和三十七年東京都条例第三十二号)第一条に規定する東京都立多摩療育園を利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

委託した
相手方

委託期間

委託時間

株式会社セノン
新宿区西新宿二丁目
目一番一号

平成二十八年四月
一日から平成二十
八年四月 月曜日から土曜日
まで(国民の祝日

目一番一号

九年三月三十一日
まで

に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)
午前八時四十五分
から午後五時四十分(土曜日にあつては、午後零時三十分)まで

●東京都告示第六百六十一号

東京都立重症重度心身障害児者施設条例(昭和四十三年東京都条例第二十五号)第一条第二項に規定する東京都立府中療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

委託した
相手方

委託期間

委託時間

株式会社ニチイ学館
千代田区神田駿河台二丁目九番地

平成二十八年四月
一日から平成二十
九年三月三十一日
まで

月曜日から土曜日
まで(国民の祝日
に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)

●東京都告示第六百六十二号

東京都立重症重度心身障害児者施設条例(昭和四十三年東京都条例第二十五号)第一条第二項に規定する東京都立東大和療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会

(二) 所在地 世田谷区三宿二丁目三十番九号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日
まで

●東京都告示第六百六十三号

東京都立重症重度心身障害児者施設条例(昭和四十三年東京都条例第二十五号)第一条第二項に規定する東京都立東部療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、

午前八時三十分から午後五時十五分(土曜日にあつては、午後零時四十五分)まで

次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会

(二) 所在地 世田谷区三宿二丁目三十番九号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百六十四号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例(昭和六十年東京都条例第二十七号)第一条第三項に規定する東京都立中部総合精神保健福祉センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

委託した相手方

委託期間

委託時間

株式会社セノン
新宿区西新宿二丁目一番一号

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同

月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)午前八時四十五分から午後五時十五分まで

月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)午前八時四十五分から午後五時十五分まで

●東京都告示第六百六十五号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例(昭和六十年東京都条例第二十七号)第一条第三項に規定する東京都立多摩総合精神保健福祉センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

委託した相手方

委託期間

委託時間

株式会社セラム
愛知県名古屋市中区大曾根一丁目二番二十三号
三栄ビル二階

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)

午前八時四十五分から午後五時十五分まで

●東京都告示第六百六十六号

保健所の設置等に関する条例(昭和二十三年東京都条例第二百二十八号)別表に規定する東京都多摩府中保健所を利用する者から徴収する調理師免許手数料等の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 有限会社 スポーツ・ファンダメンタルズ
(二) 所在地 目黒区洗足二丁目二十六番八号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託する手数料等

別表のとおり

別表

| 番号 | 手 数 料 等 の 名 称 | 根 拠 規 定 |
|----|---------------------------|---------------------------------------|
| 1 | 調理師免許手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例(平成12年東京都条例第87号)別表二の項イ |
| 2 | 調理師免許証書換交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二の項ハ |
| 3 | 調理師免許証書交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二の項ニ |
| 4 | 製菓衛生師免許手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表三の項イ |
| 5 | 製菓衛生師免許証書換交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表三の項ハ |
| 6 | 製菓衛生師免許証書交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表三の項ニ |
| 7 | 受胎調節実地指導員指定証交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項イ |
| 8 | 受胎調節実地指導員補修交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項ロ |
| 9 | 受胎調節実地指導員指定証訂正手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項ハ |
| 10 | 受胎調節実地指導員指定証再交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項ニ |
| 11 | 受胎調節実地指導員補修再交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項ホ |
| 12 | 理容所の検査手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表五の項イ |
| 13 | 美容所の検査手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表六の項イ |
| 14 | 温泉利用許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表七の項イ |
| 15 | 温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表七の項ロ |
| 16 | 旅館業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表八の項イ |
| 17 | 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表八の項ロ |
| 18 | 浴場業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表九の項イ |
| 19 | クレーン・クレーン付後査手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項イ |
| 20 | クレーン・クレーン付免許手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項ロ |
| 21 | クレーン・クレーン付免許証訂正手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項ニ |
| 22 | クレーン・クレーン付免許証再交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項ホ |
| 23 | 飲食店営業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ |
| 24 | 飲食店営業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ |
| 25 | 喫茶店営業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ロ |
| 26 | 喫茶店営業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ |
| 27 | 菓子製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ |
| 28 | 菓子製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ |
| 29 | あん類製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ロ |
| 30 | あん類製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ロ |
| 31 | アイスクリーム類製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ |
| 32 | アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ |

| 番号 | 手 数 料 等 の 名 称 | 根 拠 規 定 |
|----|---------------------|------------------------|
| 33 | 乳処理業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ル |
| 34 | 乳処理業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ル |
| 35 | 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヲ |
| 36 | 特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヲ |
| 37 | 乳製品製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ |
| 38 | 乳製品製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ |
| 39 | 集乳業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項カ |
| 40 | 集乳業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項カ |
| 41 | 乳類販売業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヨ |
| 42 | 乳類販売業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヨ |
| 43 | 食肉処理業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク |
| 44 | 食肉処理業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク |
| 45 | 食肉販売業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項シ |
| 46 | 食肉販売業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項シ |
| 47 | 食肉製品製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ソ |
| 48 | 食肉製品製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ソ |
| 49 | 魚介類販売業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ツ |
| 50 | 魚介類販売業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ツ |
| 51 | 魚介類せり売営業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ |
| 52 | 魚介類せり売営業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ |
| 53 | 魚肉わり製品製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ニ |
| 54 | 魚肉わり製品製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ニ |
| 55 | 食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ |
| 56 | 食品の冷凍又は冷蔵業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ |
| 57 | 食品の放射線照射業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ロ |
| 58 | 食品の放射線照射業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ロ |
| 59 | 清涼飲料水製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ |
| 60 | 清涼飲料水製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ |
| 61 | 乳類飲料製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項エ |
| 62 | 乳類飲料製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項エ |
| 63 | 水雪製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ |
| 64 | 水雪製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ |
| 65 | 水雪販売業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項オ |

| 番号 | 手数料等の名称 | 根拠 | 規定 |
|----|---------------------------|------------------------|----|
| 66 | 水雪販売業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項イ | |
| 67 | 食用油脂製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ | |
| 68 | 食用油脂製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ | |
| 69 | 「一」及び「二」又は「三」製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヤ | |
| 70 | 「一」及び「二」又は「三」製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヤ | |
| 71 | みそ製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項エ | |
| 72 | みそ製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項エ | |
| 73 | 醤油製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク | |
| 74 | 醤油製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク | |
| 75 | 「一」類製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ | |
| 76 | 「一」類製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ | |
| 77 | 酒類製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ト | |
| 78 | 酒類製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ト | |
| 79 | 豆腐製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ニ | |
| 80 | 豆腐製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ニ | |
| 81 | 納豆製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヒ | |
| 82 | 納豆製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヒ | |
| 83 | めん類製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ | |
| 84 | めん類製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ | |
| 85 | そうざい製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項セ | |
| 86 | そうざい製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項セ | |
| 87 | 缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項キ | |
| 88 | 缶詰又は瓶詰食品製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項キ | |
| 89 | 添加物製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項コ | |
| 90 | 添加物製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項コ | |
| 91 | 食品処理業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項イ | |
| 92 | 食品処理場の構造又は設備変更許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ロ | |
| 93 | 食品検査手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ホ | |
| 94 | 確認規程認定申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ヘ | |
| 95 | 確認規程変更認定申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ト | |
| 96 | 病院開設許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項イ | |
| 97 | 診療所開設許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ロ | |
| 98 | 助産所開設許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ハ | |

| 番号 | 手数料等の名称 | 根拠 | 規定 |
|-----|----------------------------|-------------------------|----|
| 99 | 病院検査手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項二 | |
| 100 | 診療所検査手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ホ | |
| 101 | 助産所検査手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ヘ | |
| 102 | 死体保存許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十七の項イ | |
| 103 | 診療エックス線放射師免許証再交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十八の項イ | |
| 104 | 診療エックス線放射師免許証書換交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十八の項ロ | |
| 105 | 衛生検査所登録申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十九の項イ | |
| 106 | 衛生検査所登録証明書書換交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十九の項ロ | |
| 107 | 衛生検査所登録証明書再交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十九の項ハ | |
| 108 | 衛生検査所登録変更申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表十九の項ニ | |
| 109 | 准看護師の免許手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項イ | |
| 110 | 准看護師免許証の書換交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項フ | |
| 111 | 准看護師免許証の再交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項リ | |
| 112 | 助産師名簿簿本交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項ヌ | |
| 113 | 保健師免許状書換交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項ル | |
| 114 | 看護師免許状又は看護人免許状の書換交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項ヲ | |
| 115 | 保健師免許状再交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項ワ | |
| 116 | 看護師免許状又は看護人免許状の再交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項カ | |
| 117 | 毒物劇物販売業の登録申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十二の項ホ | |
| 118 | 毒物劇物販売業の登録更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十二の項ヘ | |
| 119 | 毒物劇物販売業の登録票書換交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十四の項ア | |
| 120 | 毒物劇物販売業の登録票再交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十四の項カ | |
| 121 | 医薬小売業者免許申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十四の項リ | |
| 122 | 医薬小売業者免許証再交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十四の項ヌ | |
| 123 | 薬局開設許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項イ | |
| 124 | 薬局開設許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ロ | |
| 125 | 医薬品販売業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ハ | |
| 126 | 医薬品販売業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ニ | |
| 127 | 薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の書換交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項チ | |
| 128 | 薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の再交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項リ | |
| 129 | 薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ヌ | |
| 130 | 薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ル | |
| 131 | 薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ヲ | |

| 番号 | 手数料等の名称 | 根拠規程 |
|-----|--|---|
| 132 | 薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項7 |
| 133 | 薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料 交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項1 |
| 134 | 薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料 交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項1 |
| 135 | 薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項1 |
| 136 | 薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項1 |
| 137 | 高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項7 |
| 138 | 高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項7 |
| 139 | 高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料 変更品販出業の許可証の書換交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項7 |
| 140 | 高度管理医療機器等販売業又は貸与業又は再生医療等製品販売業の許可証の再交付手数料 | 東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項7 |
| 141 | 興行場営業許可申請手数料 | 興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例(昭和59年東京都条例第84号)第4条 |
| 142 | プール等営業許可申請手数料 | プール等取締条例(昭和50年東京都条例第22号)第4条 |
| 143 | 行商人の標札及び記章交付申請手数料 | 食品製造業等取締条例(昭和28年東京都条例第11号)第11条第1項第1号 |
| 144 | 行商人の標札及び記章交付申請手数料 | 食品製造業等取締条例第11条第1項第3号 |
| 145 | 弁当等入販売業許可申請手数料 | 食品製造業等取締条例第11条第1項第3号 |
| 146 | 弁当等入販売業許可済証交付申請手数料 | 食品製造業等取締条例第11条第1項第4号 |
| 147 | 弁当等入販売業許可済証再交付申請手数料 | 食品製造業等取締条例第11条第1項第5号 |
| 148 | 食品製造業等許可申請手数料 | 食品製造業等取締条例第11条第1項第6号 |
| 149 | 弁当等入販売業許可更新申請手数料 | 食品製造業等取締条例第11条第2項 |
| 150 | 食品製造業等許可更新申請手数料 | 食品製造業等取締条例第11条第3項 |
| 151 | 食品製造業等許可更新申請手数料 | 東京都ふぐの取扱い規制条例(昭和61年東京都条例第51号)第20条第1項第5号 |
| 152 | 食品製造業等許可更新申請手数料 | 東京都ふぐの取扱い規制条例第20条第1項第6号 |
| 153 | 食品製造業等許可更新申請手数料 | 東京都ふぐの取扱い規制条例第20条第1項第7号 |
| 154 | 食品製造業等許可更新申請手数料 | 東京都ふぐの取扱い規制条例第20条第1項第8号 |
| 155 | 使用料及び手数料 | 保健所使用条例(昭和21年東京都条例第31号)第2条 |
| 156 | 開示手数料 | 東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)第17条 |

●東京都告示第六百六十七号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)第三条第六項に規定する東京都立墨東病院の病児保育事業を利用する者から徴収する当該事業に係る費用の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方官営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

委託した相手方 委託期間 委託時間 委託場所

株式会社サク 平成二十
 セスアカデミ 八年四月
 品川区西五反 一日から
 田一丁目一番 平成二十
 八号 大手町 九年三月
 建物五反田ビ 三十一日
 ル七階 ままで
 月曜日から金曜
 日まで(国民の
 祝日に関する法
 律(昭和二十三
 年法律第七十
 八号)に規定す
 る休日、十二
 月二十九日から同
 月三十一日まで、
 一月二日及び同
 月三日を除く。
 午前八時三十分
 から午後六時ま
 で

●東京都告示第六百六十八号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)第一条第二項に規定する東京都立広尾病院を利用する者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり

委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

委託した相手方

委託期間

委託時間

委託場所

株式会社ニチイ学館
千代田区神田
駿河台二丁目九番地

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
一 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日

東京都立広尾病院

二 一以外の日
午後五時（土曜日にあつては、午後零時三十分）から翌日午前八時三十分まで

太平ビルサービス株式会社
新宿区西新宿六丁目二十二番一号

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。）

東京都立広尾病院

午前八時三十分から午後五時（土曜日にあつては、午前八時三十分まで）

後零時三十分）まで

●東京都告示第六百六十九号

東京都立病院条例（昭和三十六年東京都条例第十三号）

第一条第二項に規定する東京都立大塚病院を利用する者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり

委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

委託した相手方

委託期間

委託時間

委託場所

株式会社ニチイ学館
千代田区神田
駿河台二丁目九番地

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
一 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日

東京都立大塚病院本館

二 一以外の日
午後五時（土曜日にあつては、午後零時三十分）から翌日午前八時四十五分まで

午前八時四十分から翌日午前八時四十五分まで

株式会社ニチイ学館
千代田区神田
駿河台二丁目九番地

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
一 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。）

東京都立大塚病院外来別館

株式会社アヴァンティスタ
中央区日本橋
兜町六番七号

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。）

東京都立大塚病院本館

午後八時三十分から午後五時（土曜日にあつては、午後零時三十分）まで

●東京都告示第六百七十号

東京都立病院条例（昭和三十六年東京都条例第十三号）

第一条第二項に規定する東京都立墨東病院を利用する者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり

委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

委託した相手方

委託期間

委託時間

委託場所

株式会社ニチ
イ学館
千代田区神田
駿河台二丁目
九番地

平成二十
八年四月
一日から
平成二十
九年三月
三十一日
まで

一 日曜日、国民
の祝日に関する
法律（昭和二十
三年法律第七
十八号）に規定
する休日、十二
月二十九日から
同月三十一日ま
で、一月二日及
び同月三日
午前八時三十
分から翌日午前
八時三十分まで

東京都立墨
東病院

株式会社アヴ
アンティスタ
ツフ
中央区日本橋
兜町六番七号

平成二十
八年四月
一日から
平成二十
九年三月
三十一日
まで

月曜日から土曜日
まで（国民の祝日
に関する法律に規
定する休日、十二
月二十九日から同
月三十一日まで、
一月二日及び同月
三日を除く。）
午前八時三十分か
ら午後五時十五分
まで

東京都立墨
東病院

●東京都告示第六百七十一号

東京都立病院条例（昭和三十六年東京都条例第十三号）
第一条第二項に規定する東京都立神経病院を利用する者か
ら徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり
委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令
第四百三十三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。
平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

委託した
相手方

委託期間

委託時間

委託場所

株式会社ニチ
イ学館
千代田区神田
駿河台二丁目
九番地

平成二十
八年四月
一日から
平成二十
九年三月
三十一日
まで

月曜日から土曜日
まで（国民の祝日
に関する法律（昭
和二十三年法律第
百七十八号）に規
定する休日、十二
月二十九日から同
月三十一日まで、
一月二日及び同月
三日を除く。）
午前八時三十分か
ら午後五時（土曜
日にあつては、午
後零時四十五分）
まで

東京都立神
経病院

株式会社アヴ
アンティスタ
ツフ

平成二十
八年四月
一日から
平成二十
九年三月
三十一日
まで

月曜日から土曜日
まで（国民の祝日
に関する法律（昭
和二十三年法律第
百七十八号）に規
定する休日、十二
月二十九日から同
月三十一日まで、
一月二日及び同月
三日を除く。）
午前八時三十分か
ら午後五時（土曜
日にあつては、午
後零時四十五分）
まで

●東京都告示第六百七十二号

東京都立病院条例の一部を改正する条例（平成十七年東
京都条例第五百七十七号）による改正前の東京都立病院条例
（昭和三十六年東京都条例第十三号）第一条第二項に規定
する東京都立荏原病院を利用した者から徴収する使用料等
の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方
公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三十三号）第二十
六条の四第一項の規定により告示する。
平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

委託した
相手方

委託期間

委託時間

委託場所

株式会社アヴ
アンティスタ
ツフ

平成二十
八年四月
一日から
平成二十
九年三月
三十一日
まで

月曜日から土曜日
まで（国民の祝日
に関する法律（昭
和二十三年法律第
百七十八号）に規
定する休日、十二
月二十九日から同
月三十一日まで、
一月二日及び同月
三日を除く。）
午前八時三十分か
ら午後五時（土曜
日にあつては、午
後零時四十五分）
まで

公益財団法人
東京都保
健医療公社

●東京都告示第六百七十三号

東京都立病院条例の一部を改正する条例（平成二十年東
京都条例第二百二十号）による改正前の東京都立病院条例
（昭和三十六年東京都条例第十三号）第一条第二項に規定
する東京都立豊島病院を利用した者から徴収する使用料等
の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方
公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三十三号）第二十
六条の四第一項の規定により告示する。
平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

委託した
相手方

委託期間

委託時間

委託場所

株式会社エヌ
ディー
中野区本町二
丁目四十六番
二号

平成二十
八年四月
一日から
平成二十
九年三月
三十一日
まで

月曜日から土曜日
まで（国民の祝日
に関する法律（昭
和二十三年法律第
百七十八号）に規
定する休日、十二
月二十九日から同
月三十一日まで、
一月二日及び同月
三日を除く。）
午前八時四十五分
から午後五時（土
曜日にあつては、
午後零時三十分）
まで

公益財団法人
東京都保
健医療公社
豊島病院

中央区日本橋
兜町六番七号

平成二十
九年三月
三十一日
まで

和二十三年法律第
百七十八号）に規
定する休日、十二
月二十九日から同
月三十一日まで、
一月二日及び同月
三日を除く。）
午前八時四十五分
から午後五時（土
曜日にあつては、
午後零時三十分）
まで

荏原病院

三日を除く。
午前八時三十分から午後五時(土曜日にあつては、午後零時三十分)まで

●東京都告示第六百七十四号

東京都農業関係試験等手数料条例(平成十七年東京都条例第七十二号)に規定する手数料及び農産物等の物品売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都農林水産振興財団

(二) 所在地 立川市富士見町三丁目八番一号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百七十五号

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年東京都規則第百四十五号)に規定する貸付金償還金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 東京都信用漁業協同組合連合会

(二) 所在地 港区港南四丁目七番八号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百七十六号

東京都立食品技術センター条例(平成二年東京都条例第六十一号)第六条に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都農林水産振興財団

(二) 所在地 立川市富士見町三丁目八番一号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百七十七号

東京都しごとセンター条例(平成八年東京都条例第六十一号)第七条に規定する提供施設等の使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託

したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京しごと財団

(二) 所在地 千代田区飯田橋三丁目十番三号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百七十八号

東京都労政会館設置及び管理に関する条例(昭和二十八年東京都条例第五十四号)第八条第一項に規定する使用者から徴収する労政会館施設及び附帯設備使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 株式会社富士保安警備

(二) 所在地 墨田区両国二丁目十六番五号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設

東京都南部労政会館

●東京都告示第六百七十九号

東京都労働会館設置及び管理に関する条例(昭和二十八年東京都条例第五十四号)第八条第一項に規定する使用者から徴収する労働会館施設及び附帯設備使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 株式会社スペースアイ

(二) 所在地 文京区千駄木三丁目二十三番五号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設

東京都八王子労働会館

●東京都告示第六百八十号

東京都労働会館設置及び管理に関する条例(昭和二十八年東京都条例第五十四号)第八条第一項に規定する使用者から徴収する労働会館施設及び附帯設備使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 フイット協同組合

(二) 所在地 新宿区百人町一丁目二十二番二十六号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設

東京都国分寺労働会館

●東京都告示第六百八十一号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例(昭和四十八年東京都条例第四十五号)に規定する移転資金貸付金償還金の収納事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

(二) 所在地 中野区本町二丁目四十六番一号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第六百八十二号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第十九条に規定する都立公園の有料公園及び有料施設の使用に係る使用料(予納金を含む。)の徴収の事務について

は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都公園協会

(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設

東白鬚公園の競技場、野球場及びテニスコート、木場公園のテニスコート及びその夜間照明施設、砧公園の競技場、野球場、サッカー場及びそれらの夜間照明施設、代々木公園の競技場及びその夜間照明施設、サッカードーム及び野外ステージ、善福寺川緑地の野球場及びテニスコート、和田堀公園の競技場、汐入公園のテニスコート、浮間公園の野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、赤塚公園の競技場、野球場及びテニスコート、城北中央公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、石神井公園の野球場及びその夜間照明施設、テニスコート並びに野外ステージ、光が丘公園の競技場、野球場、弓道場並びにテニスコート及びその夜間照明施設、大泉中央公園の競技場並びに野球場及びその夜間照明施設、舎人公園の競技場並びに野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、水元公園の集会場、篠崎公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、武蔵野中央公園のテニスコート、府中の森公園の野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設並びにサッカー場、神代植物公園及び神代植物公園植物会館の集会場、小山田緑地の野球場、小金

井公園の野球場、テニスコート及び弓道場、東大和南公園の野球場及びテニスコート並びに秋留台公園の競技場

●東京都告示第六百八十三号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十九条に規定する都立公園の有料公園及び有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京動物園協会

(二) 所在地 台東区池之端二丁目九番七号

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設

恩賜上野動物園、葛西臨海水族園、多摩動物公園並びに井の頭自然文化園及びその集会場

●東京都告示第六百八十四号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 東京南部パークスグループ

(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号 公益財団法人東京都公園協会内

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設

日比谷公園のテニスコート及びその夜間照明施設、大音楽堂、小音楽堂並びに陳列場、芝公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、蘆花恒春園の集会場並びに相師谷公園のテニスコート

●東京都告示第六百八十五号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス東部地区グループ

(二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設

猿江恩賜公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、亀戸中央公園のテニスコート及びその夜間照明施設、東綾瀬公園の野球場、テニスコート及びそ

これらの夜間照明施設並びに大島小松川公園の野球場、テニスコート、サッカー場及びそれらの夜間照明施設

●東京都告示第六百八十六号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 西武・武蔵野パトナーズ

(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設

武蔵野公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設並びに野川公園のテニスコート

●東京都告示第六百八十七号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 西武・多摩部の公園パートナーズ

(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設 陵南公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設

●東京都告示第六百八十八号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料(予納金を含む。)の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス夢の島グループ

(二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設 夢の島公園の競技場及び夢の島熱帯植物館

●東京都告示第六百八十九号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用

料(予納金を含む。)の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 日建総業株式会社

(二) 所在地 豊島区西池袋三丁目三十三番十九号

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設 上野恩賜公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設並びに野外ステージ

●東京都告示第六百九十号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料(予納金を含む。)の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 ニッセイファシリティ株式会社

(二) 所在地 杉並区上高井戸一丁目二十五番十七号

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設 井の頭恩賜公園の野球場及びテニスコート

●東京都告示第六百九十一号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都公園協会

(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設 戸山公園、東白鬚公園、木場公園、砧公園、駒沢オリンピック公園、代々木公園、善福寺公園、善福寺川緑地、和田堀公園、汐入公園、浮間公園、赤塚公園、城北中央公園、石神井公園、光が丘公園、大泉中央公園、舎人公園、水元公園、篠崎公園、葛西臨海公園、長沼公園、平山城址公園、武蔵野中央公園、府中の森公園、神代植物公園、武蔵野の森公園、小山田緑地、小山内裏公園、小金井公園、東村山中央公園、東大和南公園、桜ヶ丘公園、秋留台公園、大神山公園、浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園、向島百花園、清澄庭園、旧古河庭園及び殿ヶ谷戸庭園

●東京都告示第六百九十二号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占

用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 東京南部パークスグループ

(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号 公益財団法人東京都公園協会内

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設 日比谷公園、芝公園、青山公園、林試の森公園、蘆花恒春園及び祖師谷公園

●東京都告示第六百九十三号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス東部地区グループ

(二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設 猿江恩賜公園、亀戸中央公園、尾久の原公園、東綾瀬公園、中川公園、大島小松川公園及び宇喜田公園

●東京都告示第六百九十四号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 西武・武蔵野パートナーズ

(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設 武蔵野公園、浅間山公園、野川公園、狭山・境緑道、玉川上水緑道、武蔵国分寺公園、東伏見公園及び六仙公園

●東京都告示第六百九十五号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 西武・多摩部の公園パートナーズ

(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設 陵南公園、小宮公園、滝山公園及び大戸緑地

●東京都告示第六百九十六号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 西武・狭山丘陵パートナーズ

- (二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内
- 二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 委託施設 狭山公園、八国山緑地、東大和公園、野山北・六道山公園及び中藤公園

●東京都告示第六百九十七号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 アメニス夢の島グループ
 - (二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内
- 二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 委託施設 夢の島公園及び夢の島熱帯植物館

●東京都告示第六百九十八号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための

臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 東京臨海副都心グループ
 - (二) 所在地 江東区青海二丁目五番十号 株式会社東京臨海ホールディングス内
- 二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 委託施設 台場公園及び潮風公園

●東京都告示第六百九十九号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 西武造園(株)・(株)NHKアート共同体
 - (二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内
- 二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

月三十一日まで
三 委託施設 東京臨海広域防災公園

●東京都告示第七百号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 公益財団法人東京都慰霊協会
 - (二) 所在地 墨田区横網二丁目三番二十五号
- 二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 委託施設 横網町公園

●東京都告示第七百一号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京動物園協会

(二) 所在地 台東区池之端二丁目九番七号

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設 恩賜上野動物園、葛西臨海水族園、多摩動物公園及び井の頭自然文化園

●東京都告示第七百二二号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 日建総業株式会社

(二) 所在地 豊島区西池袋三丁目三十三番十九号

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設 上野恩賜公園

●東京都告示第七百三十三号

東京都霊園条例(平成五年東京都条例第二十二号。以下「霊園条例」という。)及び東京都葬儀所条例(昭和二十一年東京都条例第四十四号)に規定する使用料(埋蔵施設、長期収蔵施設及び短期収蔵施設の使用許可並びに休憩所及び売店を設けるための土地の使用許可に係るものを除く。)及び手数料並びに東京都事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)に規定する手数料(埋蔵・収蔵施設の使用証明、埋蔵・収蔵証明、火葬証明及び分骨証明に係るものに限る。)の徴収の事務並びに霊園条例の使用料(埋蔵施設、長期収蔵施設及び短期収蔵施設の使用許可に係るものに限る。)及び管理料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都公園協会

(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設 多磨霊園、八柱霊園、小平霊園、八王子霊園、青山霊園、谷中霊園、雑司ヶ谷霊園、染井霊園及び瑞江葬儀所

●東京都告示第七百四十四号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第十九条に規定する港湾施設の使用料の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令

(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第二項及び地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三十三号)第二十六条の四第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 東京港埠頭株式会社

(二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設

(一) 晴海客船ターミナル施設のホール、駐車場(定期使用に係る部分を除く。)及び待合所施設

(二) 有明客船ターミナル及び青海客船ターミナル施設の駐車場(定期使用に係る部分を除く。)及び待合所施設

(三) 船舶給水施設(島しょ港湾に設置する施設を除き、現金納付による徴収に限る。)

●東京都告示第七百五十五号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第十九条に規定する港湾施設の使用料の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

- (一) 名称 東京港埠頭・テレポートセンターグループ
- (二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設

竹芝客船ターミナル施設の駐車場（定期使用に係る部分を除く。）及び待合所施設

●東京都告示第七百六号

東京都入港料条例（昭和五十一年東京都条例第八十六号）第二条に規定する入港料の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 委託した相手方

- (一) 名称 横浜港埠頭株式会社
- (二) 所在地 神奈川県横浜市中区山下町二番地

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託の内容

コンテナ船舶に係る入港料の徴収事務

●東京都告示第七百七号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）別表第一に規定する東京都立海上公園の有料公園を利用する者から徴収する利用料の徴収の事務及び同表に規定する東京都立海上公園を占有する者から徴収する占有料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占有に係る占有料に限る。）の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 委託した相手方

- (一) 名称 東京港野鳥公園グループ
- (二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

東京都立東京港野鳥公園

三 委託施設

●東京都告示第七百八号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）別表第一に規定する東京都立海上公園の有料施設及び有料用具を利用する者から徴収する利用料の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 委託した相手方

- (一) 名称 東京港埠頭株式会社
- (二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設

東京都立辰巳の森海浜公園のラグビー練習場及びスポーツ用具

●東京都告示第七百九号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）別表第一に規定する東京都立海上公園の有料施設を利用する者から徴収する利用料の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 委託した相手方

- (一) 名称 アメニス海上南部地区グループ
- (二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設

東京都立城南島海浜公園のキャンプ場、オートキャンプ場及びオートキャンプ場附帯設備

●東京都告示第七百十号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 東京港埠頭株式会社

(二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設

東京都立辰巳の森海浜公園、東京都立晴海ふ頭公園、東京都立新木場公園、東京都立春海橋公園、東京都立辰巳の森緑道公園、東京都立夢の島緑道公園及び東京都立新木場緑道公園

●東京都告示第七百十一号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第二項

の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス海上南部地区グループ

(二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設

東京都立大井ふ頭中央海浜公園、東京都立城南島海浜公園、東京都立品川北ふ頭公園、東京都立コンテナふ頭公園、東京都立みなとが丘ふ頭公園、東京都立京浜島つばさ公園、東京都立京浜島ふ頭公園、東京都立城南島ふ頭公園、東京都立東海ふ頭公園、東京都立芝浦南ふ頭公園、東京都立東海緑道公園、東京都立京浜運河緑道公園、東京都立大井ふ頭緑道公園、東京都立城南島緑道公園及び東京都立京浜島緑道公園

●東京都告示第七百十二号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第二項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三十三号）第二十六条の四第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 東京臨海副都心グループ

(二) 所在地 江東区青海二丁目五番十号 株式会社東京臨海ホールディングス内

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設

東京都立お台場海浜公園、東京都立フエリ1ふ頭公園、東京都立青海中央ふ頭公園、東京都立青海北ふ頭公園、東京都立青海南ふ頭公園、東京都立晴海中央ふ頭公園、東京都立水の広場公園、東京都立有明西ふ頭公園、東京都立東八潮緑道公園、東京都立青海緑道公園、東京都立シンボルプロムナード公園及び東京都立有明北緑道公園

●東京都告示第七百十三号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 若洲シーサイドパークグループ

(二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都立若洲海浜公園

●東京都告示第七百十四号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 委託した相手方
- (一) 名称 公益財団法人東京都公園協会
- (二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号
- 二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 委託施設 東京都立葛西海浜公園

●東京都告示第七百十五号

東京都営空港条例（昭和三十七年東京都条例第五十三号）別表第一に規定する東京都営空港を使用する者から徴収する着陸料及び停留料（東京都営空港条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第七十六号）第五条第一項ただし書により知事の承認を得て納付するものを除く。）の徴収の

事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 委託した相手方
- (一) 名称 八丈島空港ターミナルビル株式会社
- (二) 所在地 東京都八丈島八丈町大賀郷二千八百三十九番地二
- 二 委託期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 委託施設 東京都八丈島空港

●東京都告示第七百十六号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を受けようとする者、同条第八項に規定する警備員の指導及び教育に関する講習を受けようとする者及び同法第四十二條第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 委託した相手方
- (一) 名称 一般社団法人東京都警備業協会
- (二) 所在地 台東区東上野一丁目一番十二号
- 二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第七百十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二第二項の規定に基づく講習を受けようとする者から徴収する手数料並びに同法第百十二条第一項第五号の三に規定する同法第九十七条の二第一項第三号イ又は同法第百一条の四第二項の規定による認知機能検査を受けようとする者、同法第百十二条第一項第十二号に規定する同法第百八条の二第一項各号に掲げる講習（同項第十二号に掲げるものに限る。）を受けようとする者及び同法第百十二条第一項第十三号に規定する同法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 委託した相手方
- | | |
|-------------------|------------------|
| 名称 | 所在地 |
| 日の丸総業株式会社日の丸自動車学校 | 目黒区三田一丁目六番二十七号 |
| 株式会社シグマ平和橋自動車教習所 | 葛飾区東立石一丁目三番十六号 |
| 株式会社今井自動車教習所 | 江戸川区瑞江四丁目四十三番十五号 |
| 黒井産業株式会社葛西橋自動車教習所 | 江戸川区西葛西二丁目十六番十一号 |

飛鳥DC八王子株式会社 八王子市左入町六百五十二
 飛鳥ドライブینگカレッジ 番地五
 ジ八王子
 株式会社トヨタ東京教育 立川市羽衣町一丁目三番四
 センタートヨタドライブ 号
 ングスクール東京
 株式会社調布自動車学校 調布市菊野台一丁目三十四
 番地一
 学校法人五島育英会東急 多摩市唐木田三丁目六番地
 自動車学校
 二 委託期間
 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日
 まで

●東京都告示第七百十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十二条第二項の規定に基づく講習を受けようとする者から徴収する手数料並びに同法第十二条第一項第五号の三に規定する同法第九十七条の二第一項第三号イ又は同法第一百一条の四第二項の規定による認知機能検査を受けようとする者及び同法第十二条第一項第十二号に規定する同法第八十二条の二第一項各号に掲げる講習（同項第十二号に掲げるものに限る。）を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

- 平成二十八年四月一日
 東京都知事 舛 添 要 一
 一 委託した相手方

株式会社京成ドライブイン 葛飾区高砂五丁目五十四番
 グスクール 十号
 株式会社武蔵境自動車教 武蔵野市境二丁目六番四十
 習所 三号
 株式会社コヤマドライブ 東村山市秋津町三丁目十五
 ングスクール秋津 番地十八
 七島自動車株式会社伊豆 大島町元町字北の山二百二
 大島自動車学校 十二番
 二 委託期間
 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日
 まで

●東京都告示第七百十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百二十二条第一項に規定する手数料（同項第十二号に規定する同法第八十二条の二第一項第一号、第十号及び第十四号に掲げる講習を受けようとする者から徴収する手数料を除く。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

- 平成二十八年四月一日
 東京都知事 舛 添 要 一
 一 委託した相手方
 名 称 所在地
 一般財団法人東京都交通 千代田区霞が関二丁目一番
 安全協会 一号
 二 委託期間
 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日

株式会社足立自動車学校 足立区東六月町三番一号
 株式会社立立自動車学校 足立区入谷八丁目七番三十
 号
 株式会社王子自動車学校 北区堀船二丁目十三番二十
 八号
 東京都自動車株式会社北足 足立区入谷八丁目七番三十
 立自動車教習所 二号
 株式会社足立自動車学校 足立区東六月町三番一号
 まで

●東京都告示第七百二十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百二十二条第一項第五号の三に規定する同法第九十七条の二第一項第三号イ又は同法第一百一条の四第二項の規定による認知機能検査を受けようとする者及び同法第十二条第一項第十二号に規定する同法第八十二条の二第一項各号に掲げる講習（同項第十二号に掲げるものに限る。）を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

- 平成二十八年四月一日
 東京都知事 舛 添 要 一
 一 委託した相手方
 名 称 所在地
 株式会社中央自動車学校 江東区塩浜二丁目八番四号
 株式会社池上自動車教習 大田区大森南五丁目五番五
 号
 株式会社世田谷自動車学 世田谷区粕谷一丁目十四番
 校 十四号
 株式会社日通自動車学校 杉並区宮前五丁目十五番一
 号
 株式会社豊島自動車練習 豊島区東池袋三丁目十七番
 有 限 会 社 豊 島 自 動 車 練 習 一 号
 所 一 号
 株式会社王子自動車学校 北区堀船二丁目十三番二十
 八号
 東京都自動車株式会社北足 足立区入谷八丁目七番三十
 立自動車教習所 二号
 株式会社足立自動車学校 足立区東六月町三番一号

株式会社新小岩自動車教習所 葛飾区奥戸四丁目二番一号

坂本自動車株式会社金町自動車教習所 葛飾区東金町一丁目十番八号

株式会社八王子中央自動車学校 八王子市北野町五百九十八番地九

東都自動車株式会社府中自動車教習所 府中市若松町一丁目四番地の一

株式会社小金井自動車学校 小金井市中町四丁目三番十号

株式会社むさし小金井自動車教習所 小金井市緑町一丁目三番二十六号

株式会社尾久自動車尾久自動車学校 小金井市東町三丁目十七番十九号

有限会社多摩コース 日野市大字上田四百七十一番地

株式会社拜島自動車教習所 福生市大字熊川千四百九十五番地

株式会社和泉自動車練習所 狛江市猪方四丁目八番十一号

株式会社東久留米自動車教習所 東久留米市本町一丁目十六番四十五号

二 委託期間
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第七百二十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十二条第一項第五号の三に規定する同法第九十七条の二第一項第三号イ又は同法第百一条の四第二項の規定による認知機能検査を受けようとする者並びに同法第百十二条第一項第十二

号に規定する同法第百八条の二第一項各号に掲げる講習（同項第十二号に掲げるものに限る。）を受けようとする者及び同法第百十二条第一項第十三号に規定する同法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
平成二十八年四月一日

一 委託した相手方 東京都知事 外 添 要 一

| 名 称 | 所在地 |
|-----------------------|-------------------|
| 株式会社ラヴィドライビングスクール蒲田 | 大田区西六郷一丁目三番十五号 |
| 株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川 | 世田谷区玉川三丁目四十三番一号 |
| 株式会社コヤマドライビングスクール成城 | 世田谷区岡本三丁目四十番二号 |
| 株式会社上北沢自動車学校 | 世田谷区上北沢一丁目五番十六号 |
| 株式会社北豊島園自動車学校 | 練馬区春日町四丁目三十七番二十四号 |
| 株式会社コヤマドライビングスクール石神井 | 練馬区谷原一丁目四番四号 |
| 株式会社大泉自動車教習所 | 練馬区東大泉六丁目三十四番一号 |
| 富士産業株式会社竹の塚モータースクール | 足立区竹の塚七丁目十二番一号 |
| 株式会社江戸川自動車教習所 | 江戸川区平井五丁目四番三十三号 |
| 国際興業株式会社町田ドライビングスクール | 町田市南大谷一番地五十五 |

株式会社新東京自動車教習所 小平市小川町一丁目二千三百六十四番地

株式会社日立自動車教習所 小平市上水本町四丁目十七番三号

飛鳥DC日野株式会社飛鳥ドライブینگカレッジ日野 日野市旭が丘一丁目一番地の二

株式会社マジオネット多摩マジオドライブーズスクール多摩校 日野市百草百八十八番地

株式会社西多摩自動車学校 羽村市羽四千百五十番地

株式会社田無自動車教習所 西東京市芝久保町四丁目四番四号

二 委託期間
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第七百二十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。）第二十四条第六項（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）による改正後の法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に基づく営業所の管理者に対する講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 委託した相手方

- (一) 名称 公益財団法人東京防犯協会連合会
- (二) 所在地 千代田区霞が関二丁目一番一号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第七百二十三号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第五十一条の四に規定する放置違反金の収納の事務については、同法第五十一条の十六の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

委託した相手方 委託内容 委託期間

株式会社エヌ・ティ・イ・ティ・データ 放置違反金の収納の取りまとめに関する事務 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

国分グローサリーズ 直営店舗及び加盟店舗における放置違反金の収納 同右

株式会社サークル Kサンクス 同右

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

株式会社スリーエフ 同右

神奈川県横浜市中央区日本大通十七番地

株式会社セーブオン 同右

群馬県前橋市亀里町九百

株式会社セブンイレブン・ジャパン 同右

千代田区二番町八番地八

株式会社ファミリーマート 同右

豊島区東池袋三丁目一番一号

株式会社ポプラ 同右

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一

ミニストップ株式会社 同右

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

山崎製パン株式会社 同右

千代田区岩本町三丁目十番一号

株式会社ローソン 同右

品川区大崎一丁目十一番二号

同右

●東京都告示第七百二十四号

東京都消防関係手数料条例(平成十二年東京都条例第百

号)別表十七の項に規定する危険物取扱者免状の交付、同表十八の項に規定する危険物取扱者免状の書換え、同表十九の項に規定する危険物取扱者免状の再交付、同表二十三の項に規定する消防設備士免状の交付、同表二十四の項に規定する消防設備士免状の書換え及び同表二十五の項に規定する消防設備士免状の再交付に係る手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 委託した相手方

- (一) 名称 一般財団法人消防試験研究センター
- (二) 所在地 千代田区霞が関一丁目四番二号 大同生命霞が関ビル十九階

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 委託の事務を行う施設

- (一) 名称 一般財団法人消防試験研究センター 中央試験センター
- (二) 所在地 渋谷区幡ヶ谷一丁目十三番二十号

●東京都告示第七百二十五号

東京都消防関係手数料条例(平成十二年東京都条例第百号)別表二十九の項に規定する自衛消防技術認定証交付等手数料(交付に係るものに限る。)の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百

五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京防災救急協会

(二) 所在地 千代田区麴町一丁目十二番地

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日

まで

三 委託の事務を行う施設

(一) 名称 公益財団法人東京防災救急協会売店

(二) 所在地 千代田区外神田四丁目十四番四号

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第十九号

東京都立多摩社会教育会館条例 (昭和四十三年東京都条例第四十一号) 第四条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十八年四月一日

東京都教育委員会

一 委託した相手方

(一) 名称 フィット協同組合

(二) 所在地 新宿区百人町一丁目二十二番二十六号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十八年十二月三十一日

日まで

告 示 (水)

●東京都水道局告示第一号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程 (平成十年東京都水道局管理規程第四十三号) 第二条の規定に基づき、徴収事務を次のとおり委託したので、同規程第三条の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都水道局長 醍 醐 勇 司

一 委託した相手方

受 託 者 名 株式会社宅配

所 在 地 文京区本郷四丁目十一番五号

第一環境株式会社

港区赤坂二丁目十二番

社 ヲエオリア・ジェネッツ株式会社

港区海岸三丁目二十番

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日

まで

●東京都水道局告示第二号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程 (平成十年東京都水道局管理規程第四十三号) 第二条の規定に基づき、定期検針業務及び中止清算業務を次のとおり委託したので、同規程第三条の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都水道局長 醍 醐 勇 司

一 定期検針業務の委託

(一) 委託した相手方

受 託 者 名

所 在 地

八王子管工事業協同組合

八王子市東浅川町五百十六番地九

三鷹市管工事業協同組合

三鷹市野崎一丁目四番十七号

調布管工土木事業協同組合

調布市富士見町一丁目二十番地六

東京熱供給株式会社

千代田区九段南四丁目八番八号

株式会社東京テレポータルタワー

江東区青海二丁目五番十号

(二) 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日

二 中止清算業務の委託

(一) 委託した相手方

受 託 者 名

所 在 地

八王子管工事業協同組合

八王子市東浅川町五百十六番地九

三鷹市管工事業協同組合

三鷹市野崎一丁目四番十七号

調布管工土木事業協同組合

調布市富士見町一丁目二十番地六

株式会社PUC

新宿区西新宿六丁目五番一号

(二) 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日

日まで

●東京都水道局告示第三号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程(平成十年東京都水道局管理規程第四十三号)第二条の規定に基づき、水道料金等の収納の事務を次のとおり委託したので、同規程第三条の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

一 委託した相手方

受託者名 所在地

国分グローサーズチェーン株式会社 中央区日本橋一丁目一番一号

株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町一番地

株式会社しんきん情報サービス 港区港南一丁目八番二十七号

株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通十七番地

株式会社セブンイレブン・ジャパン 千代田区二番町八番地八

株式会社ファミリーマート 豊島区東池袋三丁目一番一号

株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一

ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

山崎製パン株式会社 千代田区岩本町三丁目十番一号

株式会社ローソン 品川区大崎一丁目十番二号

株式会社PUC 新宿区西新宿六丁目

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

五番一号

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第二号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定に基づき、下水道技術実習センターに係る貸付料の徴収の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都下水道局長 石原 清 次

一 委託した相手方

(一) 名称 東京都下水道サービス株式会社

(二) 所在地 千代田区大手町二丁目六番二号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

公 告

支出事務の委託について

東京都水道局支出事務委託に関する規程(平成二十六年東京都水道局管理規程第十号)第三条の規定に基づき、支出事務を次のとおり委託したので公告する。

平成二十八年四月一日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

一 委託した相手方

受託者名

所在地

株式会社PUC 新宿区西新宿六丁目

五番一号

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001